

(証券コード 5034)

2022年9月14日

株主各位

東京都港区虎ノ門一丁目17番1号
虎ノ門ヒルズビジネスタワー15階
株式会社 unerry
代表取締役社長 内山 英俊

第7期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第7期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年9月28日（水曜日）午後7時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年9月29日（木曜日）午後1時
2. 場 所 東京都港区虎ノ門一丁目17番1号
虎ノ門ヒルズビジネスタワー16階 会議室
3. 目的事項
報告事項 第7期（2021年7月1日から2022年6月30日まで）事業報告および計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 資本金の額の減少の件
第3号議案 取締役5名選任の件

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

◎本招集ご通知の添付書類ならびに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合は、当社ウェブサイト（<https://www.unerry.co.jp/ir/meeting/>）に掲載いたします。

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 定款一部変更の件

##### 1. 提案の理由

・「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されましたので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第13条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第13条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第13条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、附則を設けるものであります。

・上記各変更をおこなうとともに、あわせて一部表現の変更をおこなうものであります。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております)

| 現行定款                                                                                                                         | 変更案                                                                                                                          |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1条～第6条 (条文省略)                                                                                                               | 第1条～第6条 (現行どおり)                                                                                                              |
| ( <u>单元未満株式の譲渡制限</u> )                                                                                                       | (单元未満株式の <u>権利</u> )                                                                                                         |
| 第7条 当社の单元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。<br>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利<br>(2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利<br>(3) 募集株式又は募集新株予約権の割当を受ける権利 | 第7条 当社の单元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。<br>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利<br>(2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利<br>(3) 募集株式又は募集新株予約権の割当を受ける権利 |
| 第8条～第12条 (条文省略)                                                                                                              | 第8条～第12条 (現行どおり)                                                                                                             |
| ( <u>株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供</u> )                                                                                         |                                                                                                                              |
| 第13条 当社は、株主総会の招集に際し、                                                                                                         | <削 除>                                                                                                                        |

株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

< 新 設 >

< 新 設 >

第 14 条～第 47 条 (条文省略)

(電子提供措置等)

第 13 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 14 条～第 47 条 (現行どおり)

(附則)

1. 2022 年 9 月 1 日 (以下「施行日」という) から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 13 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) はなお効力を有する。

2. 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

## 第 2 号議案 資本金の額の減少の件

今後の持続的成長と資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第 447 条第 1 項の規定に基づき、資本金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えることにつきご承認をお願いするものであります。

なお、本件は純資産の部の科目間の振替処理であり、当社の純資産額及び発行済株式総

数の変動はないため、業績に与える影響はなく、また、株主の皆様のご所有株式数に影響を与えるものではありません。

## 1. 減資の要領

### (1) 減少すべき資本金の額

2022年9月14日現在の資本金の額100,000,000円のうち、90,000,000円を減少させ、10,000,000円といたします。なお、当社が発行している新株予約権が、減資の効力発生日までに行使された場合、資本金の額および減少後の資本金の額が変動いたします。

### (2) 減資の方法

発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額90,000,000円の全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

## 2. 減資の日程（予定）

- |               |             |
|---------------|-------------|
| ① 債権者異議申述公告日  | 2022年10月1日  |
| ② 債権者異議申述最終期日 | 2022年10月31日 |
| ③ 減資の効力発生日    | 2022年11月1日  |

## 第3号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の再任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                        | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 所有する当社株式の数 |
|-------|-------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | うちやま ひでとし<br>内山 英俊<br>(1976年3月17日生) | 2000年7月 プライスウォーターハウスクーパース<br>コンサルタント(株) (現 日本アイ・ビー<br>ー・エム(株) 入社<br>2002年8月 A.T. カーニー(株) 入社<br>2005年9月 (株)サイバード 入社<br>公式モバイルコンテンツ事業部部長<br>2008年4月 ANALOG TWELVE(株) 共同創業 取締役<br>2015年8月 当社設立 代表取締役社長 (現任)<br>2019年9月 当社 執行役員 CEO (現任)<br>2020年2月 一般社団法人LBMA Japan 理事 (現<br>任)<br><br>(重要な兼職の状況)<br>一般社団法人LBMA Japan 理事 | 1,256,000株 |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                        | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 所有する当<br>社株式の数 |
|-----------|--------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 2         | すずき しげじろう<br>鈴木 茂二郎<br>(1975年3月20日生) | 1999年5月 アンダーセンコンサルティング<br>(現 アクセンチュア(株)) 入社<br>2003年11月 (株)エヌリンクス 入社<br>2006年6月 同社 取締役<br>2018年9月 当社 取締役(現任)<br>2019年9月 当社 執行役員 C00 (現任)                                                                                                                                                                                                                            | 164,000 株      |
| 3         | さいとう やすし<br>斎藤 泰志<br>(1972年2月4日生)    | 2004年9月 ネクステック(株) (現 (株)経営共創基盤)<br>取締役 CFO<br>2009年4月 同社 代表取締役社長<br>2012年11月 (株)経営共創基盤<br>ネクステックカンパニー (現 もの<br>づくり戦略カンパニー) カンパ<br>ニー長<br>2015年6月 (株)アルメディオ 社外取締役<br>2015年10月 (株)経営共創基盤<br>IGPI カンパニー プリンシパル<br>2016年10月 (株)ファーストロジック<br>取締役経営管理部長<br>2017年10月 (株)経営共創基盤<br>IGPI カンパニー シニアエキスパート<br>エンゼルプレイングカード(株)<br>執行役員 管理本部副本部長<br>2019年9月 当社 取締役 執行役員 CFO (現任) | - 株            |
| 4         | うちやま まきこ<br>内山 麻紀子<br>(1977年11月14日生) | 2000年7月 プライスウォーターハウスクーパース<br>コンサルタント(株) (現 日本アイ・ビ<br>ー・エム(株)) 入社<br>2006年2月 (株)シンク 入社<br>2009年6月 (株)サニーサイドアップ 入社<br>2016年8月 当社入社 経営企画部長<br>2019年9月 当社 取締役 執行役員 CMO (現任)                                                                                                                                                                                             | - 株            |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                         | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 所有する当<br>社株式の数 |
|-----------|---------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 5         | やそかわ ゆうすけ<br>八十川 祐輔<br>(1965年10月22日生) | 1989年4月 日本電信電話(株) 入社<br>1999年1月 (株)ボストン・コンサルティング・グル<br>ープ 入社<br>2007年6月 スパークス証券(株) 代表取締役社長<br>2011年5月 (株)オオゼキ 代表取締役社長<br>2015年8月 (株)ワイノット 設立<br>代表取締役社長(現任)<br>2015年12月 加藤産業(株) 社外取締役(現任)<br>2018年9月 当社 社外取締役(現任)<br>2019年2月 MYCARE Hawaii Inc.<br>dba Lanikai Juice CEO(現任)<br><br>(重要な兼職の状況)<br>(株)ワイノット 代表取締役社長<br>加藤産業(株) 社外取締役<br>MYCARE Hawaii Inc. CEO<br><br><b>【社外取締役候補者とした理由および期待される役<br/>           割】</b><br>八十川祐輔氏は略歴に記載のとおり、長年培われた<br>経営コンサルティング及び経営者の経験を有してお<br>り、2018年9月に当社社外取締役に就任いただいた<br>後、当社の取締役会において当社の企業価値向上に<br>向けた意見をいただいております。今後も引き続き<br>当社の経営について幅広い見識と豊富な経験に基づ<br>き助言・監督を行う役割を果たしていただくことが<br>期待できるものと判断したことから、社外取締役候<br>補者として選任をお願いするものであります。 | - 株            |

- (注)1. 各取締役候補者と当社間に特別の利害関係はありません。
2. 八十川祐輔氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所に独立役員として届け  
 出ております。また、当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもっ  
 て4年となります。
3. 当社は、八十川祐輔氏との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する  
 契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425  
 条第1項に定める最低責任限度額としております。

以上

(添付書類)

## 事業報告

(2021年7月1日から  
2022年6月30日まで)

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種の普及などにより、経済活動正常化の動きも見られましたが、変異株の発生による感染の再拡大など新型コロナウイルス感染症の収束の見通しが立たず、先行き不透明な状態が続きました。これに加え、資源価格の高騰や供給制約、ウクライナ情勢の悪化による経済不安が続いており、先行きについて引き続き注視していく必要があります。

このような経営環境のなか、当社は、ミッションである「心地よい未来を、データとつくる。」の実現に向け、リアル行動ビッグデータの収集体制の拡充や解析精度の向上、サービス開発の推進など、リアル行動データプラットフォーム「Beacon Bank®」の基盤及び利活用の強化に注力してまいりました。

様々な企業と共同サービスの開発や連携も進めており、当事業年度の新たな取り組みとしては、株式会社三井住友カードとは同社の決済端末「stera terminal (ステラターミナル)」に対して、ビーコン端末を設置することなく決済端末をビーコンとして利用できるビーコンアプリ「Stap (スタップ) powered by Beacon Bank」の提供を、LINE株式会社とは「LINE POP Media認定Beacon設置パートナー」として「Beacon Bank®」と「LINE POP Media」の両方で利用可能なビーコン端末の導入推進を、株式会社NTTデータとは同社が提供する新サービス「BizXaaS MaPo® 人流分析」と「Beacon Bank®」の連携を、株式会社プレイドとは同社が提供するCX (顧客体験) プラットフォーム「KARTE」と「Beacon Bank®」の連携を、株式会社ジェイアール東日本企画とは「路線が選べる」デジタル広告サービスを、株式会社アドウェイズ及びUNICORN株式会社とは国内最大級の全自動マーケティングプラットフォーム「UNICORN」にて来店計測に基づいた最適化広告配信を、凸版印刷株式会社及び国内最大級の電子チラシサービス「Shufoo!® (シュフー)」を運営する株式会社ONE COMPATHとはクッキーレス時代の「リテールメディア」の構築、運用を、株式会社テレシーとはテレビCMと連動した新規アプリユーザー獲得のためのデジタル広告サービスの提供を、株式会社博展とはイベント集客特化のデジタル広告「イベシルAD」を、一般財団法人日本気象協会及び株式会社ALiNKインターネットとはプッシュ配信サービス「天気プッシュ」を、それぞれ開始しました。

以上の取り組みの結果、当事業年度の業績は、売上高1,446,325千円(前年同期比84.7%増)、営業利益74,984千円(前年同期は営業損失160,170千円)、経常利益71,767千円(前年同期は経常損失162,072千円)、当期純利益143,528千円(前年同期は当期純損失162,882千円)となりました。

#### (2) 設備投資の状況

該当事項はありません。

(3) 資金調達の状態

該当事項はありません。

(4) 当社が対処すべき課題

当社が対処すべき主な課題は以下のとおりです。

① 安定的売上の確保

安定的な収益基盤を確立するため、リアル行動分析・可視化ツールを SaaS として導入する企業を拡大し、そこから出てきた顧客課題を積極的に提案することで、行動変容サービス及び One to One サービスをクロスセルし、顧客に継続的にサービスを利用しただけことが重要であります。当社では、継続的に取引いただいている顧客について、4 四半期以上連続で取引のある顧客企業、及び直近 3 ヶ月以上連続で取引のある新規顧客企業を「リカーリング顧客」と定義しており、このリカーリング顧客の数を積み上げていくとともに、クロスセルの推進により売上高に占めるリカーリング顧客の売上比率を 90%程度に保つことで、安定的売上を確保してまいります。

② 新規事業の展開

「心地よい未来を、データとつくる。」というミッションの下、事業規模拡大と収益多様化を図るため、既存事業はもちろん、新規事業にも積極的な投資を行ってまいります。「中期的な経営戦略」に記載しましたリテールメディア・スマートシティ（都市 OS）を軸に、事業領域を拡大させることで、新規顧客の獲得とともに新たな収益源の確保を図ります。

③ 優秀な人材の確保と育成

当社は、今後の事業拡大や継続的な成長を目指す上で、優秀な人材の確保と育成が必要不可欠であると考えております。特に社員の半数以上を占めるデータ関連人材については当社の競合優位性を支える中核的な人材と捉えており、社内教育制度を充実させながら、スキル向上にも取り組んでおります。そのため、引き続き積極的な採用活動や社外ネットワークの強化を行うとともに、働きやすい環境の整備や育成機会の拡充など人材に対する投資を行ってまいります。また、新規株式上場によって信用力や知名度を向上させることで国内外より優秀な人材を確保してまいります。

④ 財務上の課題について

当社は、前事業年度まで営業赤字かつ営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスが継続しておりました。今後においてもサービス開発を継続し、顧客企業基盤の拡大に注力する方針により一定期間において費用先行となる可能性があるものの、新規顧客の増加による売上高向上・利益率の高い分析・可視化サービスの増収により、黒字化を目指しております。また翌事業年度に新規株式公開に伴う自己株式の処分による資金調達を実施する予定であり、財務基盤の拡充を図ってまいります。

⑤ 内部管理体制の強化

a コーポレート・ガバナンスの強化

株主を含めたステークホルダーとの良好な関係の構築のためには、社会的信用を維



持・向上させていく必要があると認識しております。取引先をはじめとした社外関係者との良好な取引関係を維持していくには、当社も社会的信用を維持していく必要があります。また、世間に広く有効なビッグデータを提供していく社会的責任を果たす必要があると認識しております。

そのため、コーポレート・ガバナンス体制を構築し、内部管理体制及び人員増を含めた管理部門の強化を推進してまいります。また、内部監査人と監査役との連携強化等の施策により業務執行の適法性・妥当性を監視する機能を強化し、財務報告に係るリスクを最小化して、経営の健全化に努めてまいります。

#### b 経営管理体制

当社が継続的な開発パイプラインの拡充および事業開発の展開を進める上で、パイプラインの進捗管理、予実管理等を行うための経営管理体制の強化は重要な課題と認識しております。当社は、組織が健全かつ有効、効率的に運営されるように、パイプラインの進捗モニタリングを行うための内部統制の整備、強化、見直しを行っていく方針です。

#### ⑥ 資金調達・財務基盤の強化

人材の採用・育成及びその他事業活動に多額の資金が必要となってまいります。これらの資金を外部から調達する必要がある、中長期的な視点から、財務基盤の強化のためにも、株式市場からの必要な資金の獲得や銀行からの融資等を通して、事業の運営、プロダクトの開発に必要な資金調達の多様化を図ってまいります。

#### (5) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分 \ 期 別                 | 第 4 期<br>2019 年 6 月期 | 第 5 期<br>2020 年 6 月期 | 第 6 期<br>2021 年 6 月期 | 第 7 期 (当<br>期)<br>2022 年 6 月期 |
|---------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-------------------------------|
| 売上高 (千円)                  | 313,355              | 577,264              | 783,018              | 1,446,325                     |
| 当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)     | △31,194              | △ 98,167             | △162,882             | 143,528                       |
| 1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△) (円) | △ 10.28              | △37.60               | △58.89               | 45.96                         |
| 総資産 (千円)                  | 284,221              | 298,397              | 945,827              | 1,203,791                     |
| 純資産 (千円)                  | 206,871              | 199,307              | 659,125              | 820,843                       |

(注) 1. 2020年2月11日付で普通株式1株につき10株、2022年5月22日付で普通株式1株につき40株の株式分割を実施しております。当該株式分割が2019年6月期の期首に実施されたと仮定して、1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)を算定しております。

2. 当事業年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を適用しており、当事業年度の財産及び損益の状況については、当該会計

基準等を適用した後の数値を記載しております。

(6) 主要な事業内容、主要な営業所等

当社は、あらゆるリアル行動をデータ化し、AI で意味付けすることで、顧客体験をアップデートするDX（デジタルトランスフォーメーション）サービスの提供を主たる事業内容としております。

当社の営業所は、東京都港区に所在する本社のみであります。

(7) 従業員の状況（2022年6月30日現在）

| 従業員数 | 前期比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|-------|-------|--------|
| 39名  | 11名増  | 34.7歳 | 2.0年   |

(8) 主要な借入先の状況（2022年6月30日現在）

| 借入先          | 借入金残高(千円) |
|--------------|-----------|
| 株式会社日本政策金融公庫 | 100,000   |
| 株式会社みずほ銀行    | 24,997    |

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、2022年7月28日をもって東京証券取引所グロース市場に上場しました。

## 2. 会社の株式に関する事項

### (1) 株式の状況（2022年6月30日現在）

#### ① 発行可能株式総数

普通株式 14,000,000株

#### ② 発行済株式の総数

普通株式 3,526,400株（自己株式252,000株を含む）

#### ③ 株主数

普通株式 15名

#### ④ 大株主（上位10名）

| 株主名                          | 持株数(株)    | 持株比率<br>(%) |
|------------------------------|-----------|-------------|
|                              | 普通株式      |             |
| 内山 英俊                        | 1,256,000 | 38.3        |
| 株式会社UC AIR                   | 528,000   | 16.1        |
| 三菱商事株式会社                     | 303,200   | 9.2         |
| みずほ成長支援第2号投資事業有限責任組合         | 280,000   | 8.5         |
| CQベンチャーズ株式会社                 | 226,000   | 6.9         |
| 鈴木 茂二郎                       | 164,000   | 5.0         |
| FinTechビジネスイノベーション投資事業有限責任組合 | 133,200   | 4.0         |
| 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ             | 100,000   | 3.0         |
| かながわ成長企業支援投資事業組合             | 80,000    | 2.4         |
| 株式会社電通グループ                   | 80,000    | 2.4         |

(注) 持株比率は自己株式（252,000株）を控除して計算しております。

### (2) その他の株式に関する重要な事項

2022年5月22日付けで、普通株式1株につき40株の割合で株式分割を行っており、同日付で発行可能株式総数が、350,000株から14,000,000株に、発行済株式の総数が88,160株から3,526,400株になっております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日において当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

|                 |                               |
|-----------------|-------------------------------|
| 名称              | 第6回新株予約権                      |
| 新株予約権の数         | 500個                          |
| 保有人数            | 取締役1名                         |
| 目的となる株式の種類及び数   | 普通株式 20,000株 (注)              |
| 新株予約権1個あたりの行使価額 | 20,100円                       |
| 新株予約権の行使期間      | 2022年4月15日～2030年4月14日         |
| 新株予約権の行使条件      | 原則、行使時において当社グループの役員又は従業員であること |

(注)2022年5月22日に普通株式1株を40株とする株式分割を行っており、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

- (2) 当事業年度中に当社使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

該当事項はありません。

- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

当社が2018年6月28日に発行した第1回新株予約権の一部について、2022年4月4日代表取締役内山英俊により権利行使され、自己株式の処分が行われております。

- ① 行使新株予約権の数 500個
- ② 処分した自己株式数 5,000株
- ③ 行使価額の総額 18,190千円

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 会社役員の状態 (2022年6月30日現在)

| 地 位   | 氏 名      | 担当及び重要な兼職の状況                                                  |
|-------|----------|---------------------------------------------------------------|
| 代表取締役 | 内山 英俊 ※  | 社長CEO<br>一般社団法人LBMA Japan 理事                                  |
| 取締役   | 鈴木 茂二郎 ※ | COO<br>Beacon Bank事業部長                                        |
| 取締役   | 斎藤 泰志 ※  | CFO<br>経営企画部長                                                 |
| 取締役   | 内山 麻紀子 ※ | CMO<br>マーケティング部長                                              |
| 取締役   | 八十川 祐輔   | 株式会社ワイノット 代表取締役社長<br>加藤産業株式会社 社外取締役<br>MYCARE Hawaii Inc. CEO |
| 常勤監査役 | 神成 敦     | 協立情報通信株式会社 社外監査役                                              |
| 監査役   | 前川 研吾    | 汐留パートナーズ株式会社 代表取締役社長                                          |
| 監査役   | 渡邊 涼介    | 光和総合法律事務所                                                     |

(注)1. 取締役八十川祐輔氏は、社外取締役であります。

2. 監査役神成敦氏、前川研吾氏及び渡邊涼介氏は、社外監査役であります。

3. 監査役前川研吾氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

4. 監査役渡邊涼介氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。

5. 当社は執行役員制度を導入しており、前記の※の取締役は執行役員を兼務しております。なお、2022年6月30日現在における執行役員（執行役員を兼務している取締役を除く。）は次のとおりであります。

| 氏 名   | 担 当         |
|-------|-------------|
| 伊藤 清香 | CTO<br>技術部長 |

##### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と八十川祐輔、神成敦、前川研吾および渡邊涼介各氏は会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております

##### (3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

###### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

2020年9月29日開催の定時株主総会において、取締役の報酬額を年額9千万円以内、

監査役の報酬額を年額1千万円以内(ただし、取締役の報酬額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)と決議されております。取締役の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針は、株主総会で決定された総額限度内において、取締役会の決議により代表取締役に一任され、当社の業績を勘案した上で各取締役の職務・職責・成果などの評価をもとに決定されております。監査役の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針は、株主総会で決定された総額限度内において監査役会が決定しており、各監査役については監査役全員の同意により決定されております。

| 区 分                | 人 数        | 報酬等の総額                 |
|--------------------|------------|------------------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 5名<br>(1名) | 72,480千円<br>(3,000千円)  |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 3名<br>(3名) | 9,600千円<br>(9,600千円)   |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 8名<br>(4名) | 82,080千円<br>(12,600千円) |

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役八十川祐輔氏は、株式会社ワイノットの代表取締役社長、加藤産業株式会社の社外取締役及びMYCARE Hawaii Inc.のCEOであります。当社と兼職先との間には、特別の関係はありません。

社外監査役神成敦氏は、協立情報通信株式会社の社外監査役であります。当社と兼職先との間には、特別の関係はありません。

社外監査役前川研吾氏は、汐留パートナーズ株式会社の代表取締役社長であります。当社と兼職先との間には、特別の関係はありません。

社外監査役渡邊涼介氏は、光和総合法律事務所の弁護士であります。当社と兼職先との間には、特別の関係はありません。

##### ② 当事業年度における主な活動状況

| 区 分   | 氏 名    | 主な活動状況                                                                     |
|-------|--------|----------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役 | 八十川 祐輔 | 当事業年度に開催された取締役会22回のすべてに出席し、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。 |
| 社外監査役 | 神成 敦   | 当事業年度に開催された取締役会22回、監査役会17回のすべてに出席し、豊富な監査業務経験に基づき適宜発言を行っております。              |
| 社外監査役 | 前川 研吾  | 当事業年度に開催された取締役会22回、監査役会17回のすべてに出席し、主に公認会計士および税理士としての専門的見地から適宜発言を行っております。   |
| 社外監査役 | 渡邊 涼介  | 当事業年度に開催された取締役会22回、監査役会17回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。           |

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

EY 新日本有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

|                          | 支払額       |
|--------------------------|-----------|
| ①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額     | 20,500 千円 |
| ②当社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 | 20,500 千円 |

(注)1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容・会計監査の職務遂行状況について相当性を確認し、監査時間と報酬単価の精査を通じて報酬見積りの算出根拠・算定内容について検討した結果、会計監査人の監査報酬等は妥当であると判断し、会社法第 399 条第 1 項の同意を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき同監査役会が会計監査人を解任いたします。その場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制整備に関する事項

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は、以下のとおりであります。

### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は、定款や法令諸規則への適合性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう、業務執行の決定と取締役及び執行役員の職務執行の監督を行い、監査役は、取締役及び執行役員の職務執行の監査を行う。

- ② 取締役会は、職務執行に関する諸規程を整備し、使用人は定められた諸規程に従い業務を執行する。
- ③ コンプライアンスに関する研修会を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。
- ④ 役職員の職務執行の適切性を確保するため、代表取締役の命を受けた内部監査人が「内部監査規程」に基づき内部監査を実施する。また、内部監査人は必要に応じて監査法人や、監査役と情報交換し、効率的な内部監査を実施する。
- ⑤ 内部通報制度を設け、法令違反やコンプライアンス違反、それら疑義のある行為等について、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る重要な情報については、文書又は電磁的媒体に適切に記録し、法令及び諸規程に基づき、適正に保存及び管理を行う。
- ② 取締役及び監査役は、これらの文書又は電磁的媒体を常時閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理委員会において、当社が直面する可能性があるリスクを予め識別し、識別したリスクに対処するための体制を整備するものとする。
- ② 取締役会は、リスク管理委員会を通じて、損失の危機の管理に関する諸規程を整備し、使用人は定められた諸規程に従い、損失の危機の管理を行う。
- ③ 識別したリスクについて、組織横断的なリスク状況の監視及び全社的な対応はリスク管理委員会が行い、個別のリスクは各部門が対応する。
- ④ 各部門のリスク管理状況については、内部監査により有効性の検証、不備是正勧告などを行う。
- ⑤ 不測の事態が発生した場合、リスク管理委員会は、必要に応じて外部専門機関と連携して迅速かつ的確な対応を行い、損失の拡大を防止する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社取締役会は、法令および「取締役会規程」で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の業務執行状況を監督する。
- ② 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための諸規程を整備し、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図るとともに、各部門に権限を委譲することで、事業運営の迅速化、効率化を図る。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに指示の実効性確保に関する事項

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、会社は監査役会と協



議の上その人選を行うものとする。

- ② 監査役は、当該使用人に監査業務に必要な事項を指示することができる。指示を受けた使用人はその指示に関して、取締役、執行役員、部門長等の指揮命令を受けないものとする。
- ③ 当社は、監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従うよう周知徹底を行うものとする。

(6) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制

- ① 監査役は、重要な意思決定プロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会、経営会議等の重要な会議に出席し、文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができるものとする。
- ② 取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を監査役に報告し、監査役の情報収集、情報交換が適切に行えるよう協力するものとする。
- ③ 取締役及び使用人は、監査役から業務執行に関する事項等の報告を求められた場合には、速やかに報告するものとする。
- ④ 当社は、監査役へ報告を行った者に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをしてはならないことを当社の規程において明記し、周知徹底させる。

(7) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、代表取締役社長と定期的に又は適時に意見交換を行い、相互の意思疎通を図るものとする。
- ② 監査役は、内部監査人と定期的にまたは適時に情報交換を行い、相互に連携し、必要に応じて内部監査に立ち会うものとする。また、会計監査人に会計監査の状況の説明を受ける等必要な連携を行い、監査役監査の実効性の向上を図るものとする。
- ③ 監査役がその職務の執行につき、費用の前払等を請求したときは、請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、当社はこれを拒むことはできない。

(8) 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

- ① 当社は、「反社会的勢力への対応に関する規程」を制定し、全社的な反社会的勢力排除の基本方針及び反社会的勢力への対応を定めており、社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力や団体には、毅然とした態度で対応する。
- ② 当社は、「反社会的勢力対応マニュアル」を定め、反社会的勢力との取引を一切遮断する。不当要求等の介入に対しては、速やかに関係部署、社外関係先（警察署、顧問弁護士等）と協議し、組織的に対応し、利益供与は絶対に行わない。

# 計 算 書 類

## 貸 借 対 照 表

(2022年6月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目              | 金 額              |
|-----------------|------------------|------------------|------------------|
| (資産の部)          |                  | (負債の部)           |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>1,128,421</b> | <b>流動負債</b>      | <b>277,955</b>   |
| 現金及び預金          | 900,694          | 買掛金              | 172,206          |
| 売掛金及び契約資産       | 192,723          | 1年内返済予定の長期借入金    | 20,004           |
| 仕掛品             | 21,713           | 未払金              | 32,456           |
| 貯蔵品             | 250              | 未払費用             | 5,900            |
| 前払費用            | 4,378            | 未払法人税等           | 264              |
| その他             | 8,660            | 契約負債             | 5,513            |
| <b>固定資産</b>     | <b>75,370</b>    | その他              | 41,610           |
| 無形固定資産          | 63               | <b>固定負債</b>      | <b>104,993</b>   |
| 特許権             | 63               | 長期借入金            | 104,993          |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>75,307</b>    | <b>負債合計</b>      | <b>382,948</b>   |
| 繰延税金資産          | 71,507           | (純資産の部)          |                  |
| 敷金及び保証金         | 3,800            | <b>株主資本</b>      | <b>817,717</b>   |
|                 |                  | 資本金              | 100,000          |
|                 |                  | 資本剰余金            | 587,734          |
|                 |                  | その他資本剰余金         | 587,734          |
|                 |                  | 利益剰余金            | 143,528          |
|                 |                  | その他利益剰余金         | 143,528          |
|                 |                  | 繰越利益剰余金          | 143,528          |
|                 |                  | 自己株式             | △13,545          |
|                 |                  | 新株予約権            | 3,125            |
|                 |                  | <b>純資産合計</b>     | <b>820,843</b>   |
| <b>資産合計</b>     | <b>1,203,791</b> | <b>負債及び純資産合計</b> | <b>1,203,791</b> |

## 損益計算書

(自 2021 年 7 月 1 日 至 2022 年 6 月 30 日)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額     |           |
|--------------|---------|-----------|
| 売上高          |         | 1,446,325 |
| 売上原価         |         | 900,486   |
| 売上総利益        |         | 545,839   |
| 販売費及び一般管理費   |         | 470,855   |
| 営業利益         |         | 74,984    |
| 営業外収益        |         |           |
| 受取利息         | 6       |           |
| 還付加算金        | 10      |           |
| 為替差益         | 7       |           |
| ポイント還元収入     | 326     |           |
| 助成金収入        | 392     |           |
| 雑収入          | 632     | 1,375     |
| 営業外費用        |         |           |
| 支払利息         | 209     |           |
| 上場関連費用       | 4,382   |           |
| 雑損失          | 0       | 4,592     |
| 経常利益         |         | 71,767    |
| 税引前当期純利益     |         | 71,767    |
| 法人税、住民税及び事業税 | 265     |           |
| 法人税等調整額      | △72,026 | △71,760   |
| 当期純利益        |         | 143,528   |

## 株主資本等変動計算書

(自 2021 年 7 月 1 日 至 2022 年 6 月 30 日)

(単位：千円)

|                     | 株主資本    |          |          |
|---------------------|---------|----------|----------|
|                     | 資本金     | 資本剰余金    |          |
|                     |         | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計  |
| 当期首残高               | 100,000 | 882,927  | 882,927  |
| 当期変動額               |         |          |          |
| 欠損填補                |         | △292,244 | △292,244 |
| 当期純利益               |         |          |          |
| 自己株式の処分             |         | 7,802    | 7,802    |
| 自己株式の消却             |         | △10,750  | △10,750  |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） |         |          |          |
| 当期変動額合計             | —       | △295,192 | △295,192 |
| 当期末残高               | 100,000 | 587,734  | 587,734  |

|                     | 株主資本     |          |         |         | 新株予約権 | 純資産合計   |
|---------------------|----------|----------|---------|---------|-------|---------|
|                     | 利益剰余金    |          | 自己株式    | 株主資本合計  |       |         |
|                     | その他利益剰余金 | 利益剰余金合計  |         |         |       |         |
|                     | 繰越利益剰余金  |          |         |         |       |         |
| 当期首残高               | △292,244 | △292,244 | △35,045 | 655,637 | 3,487 | 659,125 |
| 当期変動額               |          |          |         |         |       |         |
| 欠損填補                | 292,244  | 292,244  |         |         |       |         |
| 当期純利益               | 143,528  | 143,528  |         | 143,528 |       | 143,528 |
| 自己株式の処分             |          |          | 10,750  | 18,552  |       | 18,552  |
| 自己株式の消却             |          |          | 10,750  |         |       |         |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） |          |          |         |         | △362  | △362    |
| 当期変動額合計             | 435,772  | 435,772  | 21,500  | 162,080 | △362  | 161,718 |
| 当期末残高               | 143,528  | 143,528  | △13,545 | 817,717 | 3,125 | 820,843 |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品：個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

貯蔵品：移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

無形固定資産

定額法

#### (3) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

##### ① データ分析・ダッシュボード提供（分析・可視化サービス）

位置情報データの可視化ツールの提供及び行動分析した結果をレポートとして顧客に提供するサービスとなります。可視化ツールの提供については、契約期間の経過に応じて履行義務が充足されるものと判断し、提供期間にわたって収益を認識しております。レポートの提供については、顧客へ納品した時点で履行義務が充足されるものと判断し、納品時に収益を認識しております。

##### ② 広告配信（行動変容サービス）

一般消費者向けに広告を配信し、広告の集客効果等に関するレポートを顧客に提供するサービスとなります。広告配信については、集客期間の経過に応じてもしくは広告が配信されるにつれて履行義務が充足されるものと判断し、契約期間の経過もしくは広告の配信に応じて収益を認識しております。レポートの提供については、顧客へ納品した時点で履行義務が充足されるものと判断し、納品時に収益を認識しております。

##### ③ システム開発・運用（One to One サービス）

アプリ開発・運用、システム開発・運用、WEBサイト構築、ユーザーサポート等を提供するサービスとなります。アプリ開発、システム開発、WEBサイト構築等については、請負契約もしくは準委任契約により、成果物の納品や技術支援を提供しております。

請負契約による開発を行う取引については、一定期間にわたって履行義務が充足されるものと判断し、インプット法により履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積り、当該進捗度に応じて収益を認識しております。進捗度を合理的に見積ることができない契約等については、原価回収基準を適用しております。ただし、取引開始日から完全に履行義務を充足す

るまでの期間がごく短い場合には、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しています。

準委任契約に係る取引については、契約期間にわたって技術支援を行うことで履行義務が充足されるものと判断し、契約期間に応じて一定期間にわたって収益を認識しております。

アプリ運用、システム運用、ユーザーサポート等については、契約期間の経過に応じて履行義務が充足されるものと判断し、役務提供期間にわたって収益を認識しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

### (1) 収益認識にかかる会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下、「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、分析・可視化サービス及び行動変容サービスの一部の取引について、従来は顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、顧客へのサービス提供における当社の役割が代理人に該当する取引について、当該対価の総額から第三者に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、従前の会計処理と比較して、当事業年度の売上高及び売上原価は 202,969 千円減少しておりますが、営業利益、経常利益及び当期純利益には影響はありません。また、利益剰余金期首残高に与える影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において「流動資産」に表示していた「売掛金」は、「売掛金及び契約資産」に含めて表示することといたしました。また「流動負債」に表示していた「前受金」と「前受収益」は、「契約負債」として表示することといたしました。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

### (1) 繰延税金資産の回収可能性の見積り

繰延税金資産 71,507 千円

### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りに関する情報

#### ① 算出方法

繰延税金資産は、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の収益力に基づく課税所得の見積りに基づき、回収可能性があると思われる範囲内で計上しております。

#### ② 主要な仮定

将来の収益力に基づく課税所得の見積りは、翌事業年度の事業計画を基礎としており、当該

事業計画における主要な仮定は、売上計画を構成する案件別の受注見込額であります。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

課税所得の見積りは、将来の不確実な経済状況の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

|         | 当事業年度<br>期首株式数 | 当事業年度<br>増加株式数 | 当事業年度<br>減少株式数 | 当事業年度<br>末株式数 |
|---------|----------------|----------------|----------------|---------------|
| 発行済株式   |                |                |                |               |
| 普通株式    | 60,600         | 3,470,800      | 5,000          | 3,526,400     |
| A種優先株式  | 17,980         | -              | 17,980         | -             |
| AA種優先株式 | 2,500          | -              | 2,500          | -             |
| B種優先株式  | 2,500          | -              | 2,500          | -             |
| C種優先株式  | 9,580          | -              | 9,580          | -             |
| 合 計     | 93,160         | 3,470,800      | 37,560         | 3,526,400     |
| 自己株式    |                |                |                |               |
| 普通株式    | 16,300         | 245,700        | 10,000         | 252,000       |
| A種優先株式  | -              | 17,980         | 17,980         | -             |
| AA種優先株式 | -              | 2,500          | 2,500          | -             |
| B種優先株式  | -              | 2,500          | 2,500          | -             |
| C種優先株式  | -              | 9,580          | 9,580          | -             |
| 合 計     | 16,300         | 278,260        | 42,560         | 252,000       |

(変動事由の概要)

①発行済株式

- a. 普通株式増加数の内訳は以下の通りであります。  
優先株式から普通株式への転換による増加 32,560 株  
株式分割による増加 3,438,240 株
- b. 普通株式減少数の内訳は以下の通りであります。  
普通株式の消却による減少 5,000 株
- c. 優先株式減少数の内訳は以下の通りであります。  
優先株式から普通株式への転換による減少 32,560 株

②自己株式

- a. 普通株式増加数の内訳は以下の通りであります。  
株式分割による増加 245,700 株
- b. 普通株式減少数の内訳は以下の通りであります。

- 普通株式の消却による減少 5,000 株
- ストック・オプションの行使による減少 5,000 株
- c. 優先株式増加数の内訳は以下の通りであります。
  - 優先株式の取得による増加 32,560 株
- d. 優先株式減少数の内訳は以下の通りであります。
  - 優先株式の消却による減少 32,560 株

(2) 新株予約権に関する事項

当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 320,000 株

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生 of 主な原因別の内訳

|                       |           |
|-----------------------|-----------|
| 繰延税金資産                |           |
| 税務上の繰越欠損金             | 64,669 千円 |
| 減価償却超過額               | 25,286 // |
| その他                   | 668 //    |
| 繰延税金資産小計              | 90,624 千円 |
| 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額    | — //      |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | 19,117 // |
| 評価性引当額小計              | 19,117 千円 |
| 繰延税金資産合計              | 71,507 千円 |
| 繰延税金資産純額              | 71,507 千円 |

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、主に事業を行うための資金計画に照らして、必要な資金（銀行借入等）を調達しております。資金運用は安全性の高い金融資産で行っております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されております。買掛金、未払金等の営業債務は、1年以内の支払期日であります。借入金は、主に運転資金に係る資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で2年後であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(ア) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について主要な取引先の状況を定期的に



モニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。当事業年度の決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされています。

- (イ) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理  
 当社は、経営企画部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持により、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。現金及び預金、売掛金及び契約資産、買掛金、未払金、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

|       | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価(千円)  | 差額(千円) |
|-------|------------------|---------|--------|
| 長期借入金 | 124,997          | 122,864 | △2,132 |
| 負債計   | 124,997          | 122,864 | △2,132 |

(注1) 長期借入金は1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

(注2) 長期借入金の決算日後の返済予定額

|       | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>10年以内<br>(千円) | 10年超<br>(千円) |
|-------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 長期借入金 | 20,004       | 104,993             | —                    | —            |
| 合計    | 20,004       | 104,993             | —                    | —            |

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

| 時価をもって貸借対照表計上額としない金融負債 |      |         |      | (単位：千円) |
|------------------------|------|---------|------|---------|
| 区分                     | 時価   |         |      |         |
|                        | レベル1 | レベル2    | レベル3 | 合計      |
| 長期借入金                  | —    | 122,864 | —    | 122,864 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額と当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 役員及び個人主要株主等

(単位：千円)

| 種類         | 会社等の名称または氏名 | 議決権等の所有（被所有）割合                | 関連当事者との関係 | 取引の内容               | 取引金額   | 科目 | 期末残高 |
|------------|-------------|-------------------------------|-----------|---------------------|--------|----|------|
| 役員及び個人主要株主 | 内山英俊        | (被所有)<br>直接 38.3%<br>間接 16.1% | 当社代表取締役   | ストック・オプションの権利行使 (注) | 18,190 | -  | -    |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 2018年6月28日開催の臨時株主総会の決議に基づき発行したストック・オプションの当事業年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額は、当事業年度におけるストック・オプションの権利行使による付与株式数に行使時の払込金額を乗じた金額を記載しております。

## 8. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

|                | Beacon Bank事業 |
|----------------|---------------|
| 分析・可視化サービス     | 503,614       |
| 行動変容サービス       | 576,608       |
| One to Oneサービス | 366,103       |
| 顧客との契約から生じる収益  | 1,446,325     |
| その他の収益         | —             |
| 外部顧客への売上高      | 1,446,325     |

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### (3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

#### ① 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の当事業年度の期首及び期末残高は以下の通りです。

(単位：千円)

|               | 当事業年度期首残高 | 当事業年度期末残高 |
|---------------|-----------|-----------|
| 顧客との契約から生じた債権 | 89,961    | 188,443   |
| 契約資産          | 5,573     | 4,280     |
| 契約負債          | 20,728    | 5,513     |

契約資産は主に、期末日時点で役務提供が完了していない業務にかかる対価に関するものであり、支払いに対する権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振替えられます。

契約負債は主に、契約に定められた支払条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち、当期首時点で契約負債に含まれていた金額は19,818千円です。過去の期間に充足した履行義務から当期に認識した収益はありません。

#### ② 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、当初に予定される顧客との契約期間が1年以内であるため、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間の記載を省略しております。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 249円73銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 45円96銭  |

(注) 2022年5月22日付で、普通株式1株につき40株の割合で株式分割を行いました。

1株当たり情報の各金額は、当事業年度の期首に株式の分割をしたと仮定して算定しております。

## 10. 重要な後発事象に関する注記

### (1) 公募による自己株式の処分

当社は、2022年7月28日付で東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしました。この上場にあたり、2022年6月24日及び2022年7月11日開催の取締役会において、次のとおり自己株式の処分を決議し、2022年7月27日に払込が完了いたしました。

- ① 募集方法：一般募集（ブックビルディング方式による募集）
- ② 処分する株式の種類及び数：普通株式 140,000株
- ③ 処分価格：1株につき1,290円
- ④ 引受価額：1株につき1,186.80円
- ⑤ 払込金額：1株につき994.50円
- ⑥ 処分価格の総額：180,600千円
- ⑦ 払込金額の総額：166,152千円
- ⑧ 払込期日：2022年7月27日
- ⑨ 資金使途：運転資金（採用費及び人件費、外注費）

### (2) 第三者割当による自己株式の処分

当社は、2022年7月28日付で東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしました。この上場にあたり、2022年6月24日及び2022年7月11日開催の取締役会において、SMBC日興証券株式会社が行うオーバーアロットメントによる売出しに関連して、同社を割当先とする第三者割当による自己株式の処分を次のとおり決議し、2022年8月30日に払込が完了いたしました。

- ① 募集方法：第三者割当（オーバーアロットメントによる売出し）
- ② 処分する株式の種類及び数：普通株式 70,100株
- ③ 割当価格：1株につき1,186.80円
- ④ 払込金額：1株につき994.50円
- ⑤ 割込価格の総額：83,194千円
- ⑥ 払込期日：2022年8月30日
- ⑦ 割当先：SMBC日興証券株式会社
- ⑧ 資金使途：「公募による自己株式の処分 ⑨資金使途」と同一であります。

独立監査人の監査報告書

2022年9月7日

株式会社 unerry  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 飯塚 徹  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 野口 正邦  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社unerryの2021年7月1日から2022年6月30日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2022年6月24日及び2022年7月11日開催の取締役会において、公募による自己株式の処分を決議し、2022年7月27日に払込が完了している。また、会社は同取締役会において、オーバーアロットメントによる株式の売出しに関連して、第三者割当による自己株式の処分を決議し、2022年8月30日に払込が完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な

虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前題に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前題に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年7月1日から2022年6月30日までの第7期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人EY新日本有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行について、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年9月12日

|             |                                             |
|-------------|---------------------------------------------|
| 株式会社 unerry | 監査役会                                        |
| 常勤監査役       | 神成 敦 <span style="float: right;">(印)</span> |
| 監査役         | 前川研吾 <span style="float: right;">(印)</span> |
| 監査役         | 渡邊涼介 <span style="float: right;">(印)</span> |

(注)監査役 神成敦、前川研吾及び渡邊涼介は、会社法第2条第16号及び第335条3項に定める社外監査役であります。

以 上